



令和 3 年 11 月 10 日

船橋市長 松 戸 徹 様

船橋市特別職報酬等審議会  
会 長 平 川 道 雄

特別職の報酬等の額について（答申）

令和 3 年 10 月 15 日付で諮問のありました市長の給料及び退職手当  
について、当審議会の審議の結果、次のとおり答申します。

答 申

市長の給料及び退職手当については、現行の額を据え置くことが  
適当である。

## 【審議の説明】

### 1. 背景

本審議会については、松戸市長が就任した平成 25 年度に審議・答申を行って以降、約 8 年の期間を経過し、改めて設置されたものであり、この間の各種要因の変化を踏まえて、市長の給料及び退職手当の額が適当であるかについて諮問するため、設置されたものである。

### 2. これまでの改定経過等

現在の市長の給料月額、平成 18 年 10 月に設置された前々回審議会の答申を受けて、平成 19 年 4 月に改定されたもので、この時の改定内容は、一般職の職員の給与改定率を参考に、約 5.6% の減額が行われたところである。

また、平成 25 年 10 月に設置された前回審議会の答申では、給料月額は据え置きとすることが適当であるとし、改定には至っていない。

なお、一般職の職員の給料月額については、前回審議会が設置された平成 25 年から現在までの間、人事院勧告に基づき引き上げが行われており、その引き上げ率の累積は、約 1.21% となっている。

市長の退職手当については、平成 18 年の前々回審議会から審議対象に加えられたものである。

平成 25 年の前回審議会の時には、同年 4 月より国の退職手当制度の改正にならない、官民較差の解消を図るために、一般職の職員の退職手当を平均約 14.9% 減額する改正が行われた。これを踏まえ、答申では 2 つの考え方が示され、一般職の支給水準の引き下げ率を上回る改定を行うこと、あるいは任期終了時に改めて判断を行うこと、いずれかとするのが適当であるとされた。

この答申を受けて退職手当については、平成 26 年 4 月から約 20% 減額する改正が行われ、現在に至っているところである。

### 3. 審議の内容

#### (1) 市長の給料について

船橋市は、中核市最大の人口規模をもち、より大きな重責を担う市長にもかかわらず給料等の年間支給額は、令和3年4月時点で62中核市のうち5番目となっている。

船橋市長としての職責や市民福祉向上への取り組み等を考慮し、市長給料を引き上げることが、市長のみならず実務を行う市職員に対する評価として捉えることができる。

しかしながら、これまで市長給料の改定理由としてきた、一般職の職員の給料は、平成25年度以降の引上げ率の累積が1.21%にとどまり、直近の令和3年の人事院勧告は、令和2年に引き続き据え置きとされたところである。

また、船橋市の財政運営が、今後厳しい状況となる見通しを立てる中で、現在、行財政改革を進め市民サービスの見直しが行われている状況があり、市長の給料にこれまでより多くの支出をすることは、市民の理解を得ることは難しいと考える。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響によって、苦しい経営状況にある市内事業者も多く、職を失っている市民も沢山いる状況も勘案する必要がある。

#### (2) 市長の退職手当について

退職手当については、平成25年の本審議会の答申を受けて、一般職の職員の減額改定(△14.9%)を上回る減額改定(△20%)を行った結果、62中核市のうち42番目の水準にある。また、退職手当と給料等と合算した4年間の任期の合計支給額で比較すると、中核市中11番目になっている。

このように他市との比較では、決して高い水準にあるとはいえないが、退職手当が4年の任期ごとに支給されることを考えると、市民感覚からは高額であるとの印象を受ける。

また、市の財政状況等を踏まえれば、上記(1)の給料と同様に、退職手当の引き上げについて、市民の理解を得ることは難しいものとする。

## 4. 審議の結果

給料については、他市との比較や船橋市長としての職責等を考慮すると、引上げも考えられるが、現状において市の財政状況や社会情勢等を総合的に勘案すると、現行の金額のまま据え置くことが適当である。

退職手当についても、他市と比較して高い水準にあるとはいえないが、任期ごとに支給されることや市の財政状況等を勘案すると、現行の金額に据え置くことが適当である。

## 5. その他（今後について）

このたびの審議では、他市との比較や市長の職責等から、引き上げの意見も多く出されたところであるが、財政状況や社会情勢等を総合的に勘案した中で、上記4のとおり審議をまとめたものである。

市長の給料等の改定を検討する場合、本審議会の審議を経ることが前提となっているが、今後、財政状況や社会情勢が変化する状況となった場合には、速やかに本審議会を設置し、改定について審議いただきたい。

船橋市特別職報酬等審議会

会長	平川	道雄
委員	麻生	雅之（以下五十音順）
〃	齋藤	麻子
〃	篠田	好造
〃	鈴木	雄輔
〃	田中	保生
〃	中村	宏
〃	南川	麻由子
〃	藤原	七重
〃	吉田	綾子